相許可第A0142号
相模原市指令（廃指一）第23号
令和6年11月12日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　神奈川県相模原市中央区陽光台四丁目３０番５号
氏　名　　丸勝梱包運輸有限会社
　　代表取締役　井上　敏夫
（法人にあっては名称及び代表者氏名）

一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可する。

相模原市長　本村　賢太郎

許可の年月日　　令和6年11月1日
（初回許可年月日　　平成30年11月1日）
許可の有効年月日　　令和8年10月31日

１．営業所の所在地及び名称
　神奈川県相模原市中央区下九沢１１０９番地１
　丸勝梱包運輸有限会社
２．取り扱い廃棄物の種類
　事業系一般廃棄物（ごみ）
３．営業の区域
　相模原市域内
４．条件
(1)一般廃棄物の収集運搬は衛生的に行い、収集後は積替え及び保管をすることなく、指定された処分先へ搬入しなければならない。
(2)市長は、許可事項に変更を要する事情が生じた場合これを変更する。また、許可を受けた者が許可事項の変更を必要とする場合は、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則第３４条第２項及び第３項に準じた手続きをしなければならない。
(3)許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和４７年相模原市条例第１２号）の規定、又は市長の指示に従って適正に収集運搬業務を行わなければならない。
(4)市長の必要に応じ収集運搬業務の報告、資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。
(5)(3)の事項に違反したときは、許可を取り消す場合がある。
(6)処分先
　相模原市北清掃工場
(7)取り扱い事務所
　申請書のとおり
５．許可の更新又は変更の状況
　令和6年11月1日　許可更新

（不服申立て等の教示）
この許可について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、相模原市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６ヶ月以内に相模原市を被告として提起することができます。

止処理を施してあります。